



埼玉県報

第 623 号
令和 7 年(2025 年)
6 月 6 日
金曜日

目 次

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 地方税ポータルシステム（e L T A X）に係る委託利用型サービス（A S P）への移行及び運用保守等業務委託に関する落札者等の公示（税務課）
- 基幹系業務システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（総務事務センター）
- 電子入札共同システム運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示（入札審査課）
- 電子入札共同システム機器等賃貸借（再リース）に関する契約の相手方等の公示（入札審査課）
- 埼玉県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金収納事務委託（こども政策課）
- さいたま新産業拠点（S K I P シティ）A 2 街区専有部維持管理業務に関する契約の相手方等の公示（商業・サービス産業支援課）
- さいたま新産業拠点（S K I P シティ）A 2 街区共用部維持管理業務に関する契約の相手方等の公示（商業・サービス産業支援課）
- 川越都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 東松山市都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県立学校間ネットワークシステムの機器賃貸借及び運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示（I C T 教育推進課）
- 埼玉県特別支援学校校務支援システム運用・保守業務委託に関する契約の相手方等の公示（特別支援教育課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告 示

埼玉県告示第四百五十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和七年六月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験種目

第二回自衛官候補生試験

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>）において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

四 募集期間

令和七年六月九日（月）から令和七年七月九日（水）まで

五 試験科目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和七年七月二十一日（月）から同月二十二日（火）までの間の任意の一日

ロ 口述試験及び身体検査

令和七年七月二十六日（土）から同月三十日（水）までの間の一日を指定

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

イ 埼玉県さいたま市北区日進町一―四〇―七

陸上自衛隊大宮駐屯地

八 採用予定時期

令和七年八月下旬から同年九月下旬のうち指定する日、令和七年十一月下旬の指定する日、又は令和八年三月下旬から同年四月上旬のうち指定する日

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

（電話〇四八―八三一―六〇四三）

（ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>）

（電子メール hql-saitama@pco.mod.go.jp）

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八―六五一―二四二〇）

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四―二九二三―四六九一）

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八―四六六―四四三五）

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八―五二二―四八五五）

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四―二二―六一五七）

告 示

埼玉県告示第四百五十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年六月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

地方税ポータルシステム（e L T A X）に係る委託利用型サービス（A S P）
への移行及び運用保守等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務D X推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15
番1号

3 落札者を決定した日

令和7年5月9日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社インテック 富山県富山市牛島新町5-5

5 落札金額

162,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和7年4月8日

告 示

埼玉県告示第四百五十四号

W T O に基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 調 達 に つ い て 、 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た の で 、 次 の と お り 公 示 す る 。

令 和 七 年 六 月 六 日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

1 購入等件名及び数量

基幹系業務システム運用保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号

5 契約金額

195,732,460円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第四百五十五号

W T O に基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 調 達 に つ い て 、 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た の で 、 次 の と お り 公 示 す る 。

令 和 七 年 六 月 六 日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

1 購入等件名及び数量

電子入札共同システム運用管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号

5 契約金額

36,026,100円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第四百五十六号

W T O に基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 調 達 に つ い て 、 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た の で 、 次 の と お り 公 示 す る 。

令 和 七 年 六 月 六 日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

1 購入等件名及び数量

電子入札共同システム機器等賃貸借（再リース） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 7 年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号

5 契約金額

48,496,800円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県告示第四百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年六月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条（同法第三十一条の六及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金に係る未収金の徴収事務	東京都港区芝浦三丁目十六番二十号 ニッテレ債権回収株式会社 代表取締役 長岡 智重	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年四月一日

三 委託をした日

令和七年四月一日

告 示

埼玉県告示第四百五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年六月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点（ＳＫＩＰシティ）Ａ２街区専有部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂３丁目15番１号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和７年４月１日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルＳＫＩＰステーション 埼玉県川口市上青木３丁目12番63号

5 契約金額

161,876,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第四百五十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年六月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点（ＳＫＩＰシティ）Ａ２街区共用部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂３丁目15番１号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和７年４月１日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルＳＫＩＰステーション 埼玉県川口市上青木３丁目12番63号

5 契約金額

289,553,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第四百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和七年六月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四五

ロ 当該都市計画区域に係る市役所及び町役場の都市計画主管課

番号		一
都市計画 区域名		川越
市町村名		川越市 日高市 川島町
都市計画の 種類及び名称		区域区分 道路
公聴会	期日及び時間	令和七年七月 九日午後二時 から
	場 所	川島町役場 大会議室
公述申出書	提出期間	令和七年六月 六日から令和 七年六月二十 日午後五時十 五分まで
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、川越市都 市計画部都市 計画課、日高 市都市整備部 都市計画課、 川島町まち整 備課
都市計画の構想	閲覧期間	令和七年六月 六日から令和 七年六月二十 日午後五時十 五分まで (土曜・日曜 日を除く)
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県川 越県土整備事 務所、埼玉県 飯能県土整備 事務所、埼玉 県東松山県土 整備事務所、 川越市都市計 画部都市計画 課、日高市都 市整備部都市 計画課、川島 町まち整備課

公 述 申 出 書

令和7年6月6日付け埼玉県報に登載された川越都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 7年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

＊「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- （１）400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- （２）楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第四百六十一号

吉見町から東松山都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年六月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百六十二号

吉見町から東松山都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年六月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百六十三号

吉見町から東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年六月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百六十四号

W T O に基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 調 達 に つ い て 、 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た の で 、 次 の と お り 公 示 す る 。

令 和 七 年 六 月 六 日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

1 購入等件名及び数量

県立学校間ネットワークシステムの機器賃貸借及び運用管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 7 年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 2 号 J P タワー

5 契約金額

378,534,200円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県告示第四百六十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年六月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県特別支援学校校務支援システム運用・保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課特別支援学校教育指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 7 年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

エスエイティーティー株式会社 東京都千代田区神田三崎町 1 丁目 3 番 12 号

5 契約金額

44,038,500円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 1 号に該当

告 示

埼玉県教委告示第十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和七年六月六日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和七年六月十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則について

ロ 埼玉県立図書館協議会委員の任命について

ハ 埼玉県立近代美術館協議会委員の任命について

ニ 埼玉県地方産業教育審議会委員の任命について

ホ 県東部地域特別支援学校（仮称）及び県西南部地域特別支援学校（仮称）の
設置について

ヘ その他